NEWS RELEASE
Chugoku Transport & Tourism Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

令和4年8月26日

岡山県地区のタクシー運賃改定申請について

令和４年８月１９日付けで岡山県地区のタクシー事業者である下電観光バス株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更（運賃改定）を求める申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、岡山県地区において要請のあった日から３ヶ月の受付期間を経た後、申請書又は公定幅運賃（※１）の変更（運賃改定）を求める要請書を提出した事業者の合計車両数が、運賃適用地域内の法人事業者（※２）全体の車両数の７割（※３）を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

要請者（令和４年８月１９日現在）

法人名：下電観光バス株式会社

住　所：岡山県岡山市北区厚生町１丁目２番８号

運賃適用地域

岡山県地区

岡山県全域

主な要請の概要

岡山市及び倉敷交通圏

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制（３０分毎）	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
大型	1,300m 710 円	1,180m 800 円	243m 100 円	230m 120 円	4,050 円	5,300 円
普通	788m 480 円	700m 500 円	256m 80 円	240m 100 円	3,150 円	4,300 円

岡山市及び倉敷交通圏を除いた地域

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制（３０分毎）	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
大型	1,300m 710 円	1,180m 800 円	243m 100 円	230m 120 円	4,050 円	5,300 円
普通	1,300m 640 円	1,180m 700 円	256m 80 円	240m 100 円	3,150 円	4,300 円

※１　公定幅運賃

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づいて指定した特定地域・準特定地域におけるタクシー運賃は、国土交通大臣（地方運輸局長に権限委任。）が指定した運賃の範囲（公定幅運賃）から事業者が運賃を選択し、届け出る運賃の制度。

※２　法人事業者

法人事業者とは、１人１車制個人タクシー事業者を除くタクシー事業者を指す。

※３　７割ルール

公定幅運賃の変更（運賃改定）については、変更の要請書を提出した法人事業者の車両数の合計が、地域内の法人事業者全車両数の７割以上となった場合に手続きを開始する制度が通達で設けられている。なお、車両数は、ハイヤー及び福祉輸送サービス限定の車両数を除く。

参考

・車種

大型・・・普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）
ハイブリッド自動車のうち排気量２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。

普通・・・普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員６人以下のもの及び小型自動車で乗車定員６人以下のもの及び小型自動車で乗車定員６人以下のもの。
ハイブリッド自動車のうち排気量２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員６人以下のもの。
普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６人以下のもの。

・要請受付期間

令和４年８月19日　～　令和４年１１月18日

・岡山県地区における法人事業者数（令和４年８月１８日現在）

１４２事業者（ハイヤー及び福祉輸送限定事業者を除く。）

・岡山県地区における法人事業者合計車両数（令和４年８月１８日現在）

２８６２両（ハイヤー及び福祉輸送限定車両を除く。）

・過去の運賃改定状況（岡山県地区）

前回改定　　令和２年２月１日実施

【問い合わせ先】
自動車交通部旅客第二課（梅田・青山）
TEL:082-228-3450／FAX:082-228-3452
岡山運輸支局輸送・監査担当（山中）
TEL:086-286-8122／FAX:086-286-8147